

平成21年第4回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成21年8月18日（火曜日）午後1時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第45号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第46号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第47号 本巢市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第48号 字区域及び名称の変更について
日程第8 議案第49号 市道路線の認定について
日程第9 議案第50号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
日程第10 議案第51号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第11 議案第52号 平成21年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第12 認定第1号 平成20年度本巢市水道事業会計決算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
4番	白井悦子	5番	高田文一
6番	高橋勝美	7番	安藤重夫
8番	道下和茂	9番	浅野英彦
10番	中村重光	11番	村瀬明義
12番	若原敏郎	13番	瀬川治男
14番	後藤壽太郎	15番	上谷政明
16番	大熊和久子	17番	大西徳三郎
18番	戸部弘	19番	高橋秀和
20番	遠山利美	21番	鷓飼静雄

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	小 野 精 三
教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	鷲 見 良 雄
企 画 部 長	高 田 敏 幸	市 民 環 境 部 長	藤 原 俊 一
健 康 福 祉 部 長	村 瀬 光 廣	産 業 建 設 部 長	山 田 英 昭
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	山 田 道 夫	上 下 水 道 部 長	杉 山 尊 司
教 育 委 員 会 事 務 局 長	成 瀬 正 直	会 計 管 理 者	矢 野 博 行
代 表 監 査 委 員	三 田 村 晃 司		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	河 合 重 光	議 会 書 記	安 藤 正 和
議 会 書 記	吉 村 太 志		

開会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

ただいまから平成21年第 4 回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号12番 若原敏郎君と13番 瀬川治男君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（後藤壽太郎君）

日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 4 日までの18日間とし、8 月19日から23日までと 8 月26日から 9 月 3 日までを休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 9 月 4 日までの18日間とし、8 月19日から23日までと 8 月26日から 9 月 3 日までを休会とすることに決定しました。

日程第 3 諸般の報告

議長（後藤壽太郎君）

日程第 3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、私が出席しました会議につきまして報告いたします。

7 月 3 日、第262回岐阜県市議会議長会が可児市で開催されました。内容といたしましては、高山市から電源立地地域対策交付金の交付期限の延長と交付限度額確保について、海津市からプラスチック製容器包装の材質表示の義務化について、瑞穂市から青少年を有害情報から守る環境整備の強化について、可児市から国民健康保険に係る国庫支出金減額査定措置制度の廃止についての各要望採択があり、それぞれ採択いたしました。

また、平成20年度岐阜県市議会議長会会計歳入歳出決算認定について、平成20年度岐阜県市議会議長会慶弔基金会計歳入歳出決算認定についての議案審議があり、それぞれ原案のとおり承認され

ました。

次回開催地は、山県市に決定をいたしました。

各期成同盟会関係の報告を行います。

7月9日木曜日、東海環状自動車道西回りルート建設促進大会、会場は岐阜県庁議会西棟3階第1会議室でありました。内容といたしましては、大会決議、要望活動、講演等であります。

7月21日火曜日、東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会並びに国道21号、22号及び岐阜南部横断ハイウェイ整備促進期成同盟会総会が岐阜都ホテルでありました。議事内容といたしましては、東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会関係といたしまして、平成20年度の事業報告並びに収入支出決算、平成21年度の事業計画（案）、平成21年度の収入支出予算（案）についてであります。予算額は、総額466万円と定めるものであります。その後、役員改選と要望決議をいたしました。

国道21号、22号及び岐阜南部横断ハイウェイ整備促進期成同盟会関係といたしまして、平成20年度の事業報告並びに収入支出決算について、平成21年度事業計画（案）、収入支出予算（案）について、予算額は261万7,000円と定めるものであります。その後、要望決議（案）について決定をいたしました。

7月21日火曜日、長良系貫線事業促進協議会定期総会を行いました。行った場所は、岐阜都ホテルであります。議事内容といたしましては、平成20年度の事業報告、収支決算、平成21年度の事業計画（案）、収支予算（案）、予算額は38万8,000円と定めるものであります。その後、要望決議をいたしました。

7月24日金曜日、国道157号整備促進期成同盟会定例総会を大野市で行いました。議事内容といたしましては、平成20年度の事業報告、収支決算報告、平成21年度事業計画（案）、収入支出予算（案）、予算額は82万9,000円と定めるものであります。その後、役員改選と提言決議を行いました。

7月30日木曜日、国道418号整備促進期成同盟会定期総会を美濃加茂市で行いました。議事内容といたしましては、平成20年度の事業報告、収支決算、平成21年度の事業計画（案）、収支予算（案）、予算額は181万3,000円と定めるものであります。

7月31日金曜日、主要地方道岐阜関ヶ原線道路建設促進期成同盟会定期総会を岐阜会館で行いました。議事内容は、平成20年度の事業報告、収支決算、平成21年度の事業計画（案）、収支予算（案）、予算額は195万3,000円と定めるものであり、その後、役員改選と要望決議を行いました。

7月31日金曜日、主要地方道関・本巣線整備促進期成同盟会定期総会を岐阜会館で行いました。議事内容といたしましては、平成20年度事業報告、収支決算、平成21年度事業計画（案）、収支予算（案）、予算額は122万円と定めるものであります。その後、役員改選と要望決議をいたしました。

8月3日月曜日、県道根尾谷汲大野線改良促進期成同盟会総会を揖斐川町役場で行いました。議事内容といたしましては、平成20年度の事業報告、収支決算、平成21年度の事業計画（案）、収支

予算（案）についてであり、予算額は11万2,000円と定めるものであります。その後、要望決議をいたしました。

8月3日月曜日、西美濃回廊整備促進協議会総会を揖斐川町役場で行いました。議事内容といたしましては、平成20年度事業報告、歳入歳出決算、平成21年度事業計画（案）、歳入歳出予算（案）、予算額は58万7,000円と定めるものであります。

以上、報告いたします。会議等の資料をごらんになりたい方につきましては、議会事務局にありますので、申し出をください。以上で報告を終わります。

それでは続きまして、議会だより編集特別委員会の報告をお願いいたします。

議会だより編集特別委員会委員長 高田文一君。

議会だより編集特別委員会委員長（高田文一君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告をいたします。

議会だより第23号につきましては、8月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配布されているところでございます。内容につきましては、5月に開かれました第2回臨時会と6月定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、本巣西保育園のプール開きの様子を掲載しました。2ページ目からは、定例会で可決された意見書、議決された議案の内容、11名の議員による一般質問、委員会報告、政務調査費使途公表の順に掲載し、最終ページは、本の読み聞かせグループ「七色くれよん」の活動について掲載しました。

今回は、6月26日、7月2日、8日の計3回にわたり委員会を開催し、皆様から提出いただきました原稿をもとに編集し、発行したところでございます。

次の議会だよりにつきましては、11月1日発行の予定で、私たちの任期後の発行になりますが、中身については、今定例会の内容を現在の編集委員で作成し、新しい委員へ引き継ぎたいというふうに思っております。

以上、議会だより編集特別委員会から報告いたしました。

議長（後藤壽太郎君）

次に、市長から行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、本巣市における経済危機対策につきまして御報告を申し上げます。

本巣市におきましては、国による一連の地域活性化・経済危機対策を受け、昨年度から国、県の支援を得ながら、9月補正を初め毎議会補正予算をお願いし、経済危機対策を実施しているところでございます。

今年度におきましても、当初予算に緊急雇用及び景気対策経費として2億円を超える予算を計上させていただき、現在、事業の推進に努めておりますが、さらに国の補正予算において創設された地域活性化・経済危機対策臨時交付金が本市に4億7,333万8,000円交付されたことから、今議会に

補正予算を計上させていただき、市民生活に密着した事業に予算の重点配分を行うことを基本といたしまして、幼稚園、保育園、小・中学校の教育環境整備を初めとする少子・高齢化社会への対応に2億3,400万円、交通安全対策事業や公園の施設整備などの安全・安心の実現のための予算として2億1,400万円、公用車を低公害車に更新するなど、地球温暖化対策事業として4,500万円、社会教育施設整備、観光施設整備に9,300万円の、総額5億8,600万円を地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として予算計上をさせていただいたところでございます。

また、そのほか国の経済危機対策として、小学校就学前3年間の子供を対象に1人当たり3万6,000円を交付する子育て応援特別手当交付金事業や、緊急雇用創出事業につきましても予算計上させていただきましたが、今後におきましても、議員各位の御理解をいただきながら、さらに景気回復対策に努め、市民生活の安定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、もとバスの実証実験運行の状況につきまして御報告を申し上げます。

もとバスの運行につきましては、ことし1月に策定いたしました本巢市地域公共交通総合連携計画に基づき、6月1日から、もとバス運行ルートを抜本的に改め、周回時間を約40分に短縮し、1日10便に増便するなど、買い物や通院などに便利な新ルート、糸貫線及び真正線として実証実験を開始したところでございます。

新たな運行ルートによります利用状況を御報告申し上げますと、6月につきましては、市民の方へ新ルートの周知を図るということを目的といたしまして、1ヵ月間を無料キャンペーンとして実施いたしました。6月の総利用者は1,801人、1日平均60人でございまして、前年度の1日利用者24人の2.5倍という状況でございました。

また、7月からは本来の実証実験ということで、利用料金を100円といたしまして、樽見鉄道や糸貫線、真正線の各路線の乗り継ぎの無料化、また70歳以上の高齢者も無料とした運行をいたしておりますが、7月の総利用者は1,422人、1日平均46人でございまして、無料キャンペーン期間の6月と比較いたしますと約20%の利用者減となっておりますが、前年度対比1.9倍という状況でございました。

二つのルートを比較いたしますと、2ヵ月間の総利用者3,223人のうち真正線が2,253人、糸貫線が970人ということで、真正線利用者が約7割を占めております。また、利用の多いバス停につきましては、モレラ岐阜の乗降客が2,320人で全体の36%を占めておりまして、次にリオワールドが658人、リバーサイドは449人、北方真桑駅373人と、大型商業施設の利用者が約半数を占めている状況でございます。今後、引き続き実証実験の結果を検証いたしますとともに、市民の皆様から御意見をいただき、地域公共交通活性化協議会において検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、本巢市の新型インフルエンザ対策につきまして御報告申し上げます。

新型インフルエンザにつきましては、厚生労働省におきまして6月19日に運用指針が改定され、この国の指針を受け、県におきましても7月24日から学校や社会福祉施設等で集団生活を行う施設についてのみ患者の把握を行い、学校の休校や福祉施設等に対して感染拡大防止措置の実施を要請することとしたほか、原則すべての一般医療機関において発熱患者の外来治療を行うことなどの基

本的対処方針が示されたところでございます。

県内におきましては、6月16日に初めて感染患者が確認された以降、瑞穂市や北方町など近隣市町でも感染が確認され、本巣市のみ未発生となっておりますが、7月27日に市内の介護老人保健施設で集団感染が確認されましたので、翌日の28日に新型インフルエンザ対策本部会議を招集し、国・県の方針に基づき対応を検討したところでございます。既に市内22カ所の公共施設に消毒液を設置し、蔓延予防に努めておりますが、今後につきましては県の対処方針に従って対応していくほか、市広報紙やホームページ等で市民への感染予防の啓発を継続して行い、新型インフルエンザの感染予防に努めてまいりたいと考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第45号から日程第6 議案第47号まで（上程・説明・質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第4、議案第45号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてから日程第6、議案第47号 本巣市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第45号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成21年5月1日、消防法の一部を改正する法律が公布され、公布の日から六月を超えない範囲内で施行されることに伴い、改正するものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げます。

次に、議案第46号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、改正するものでございます。

詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第47号 本巣市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例についてでございます。

課の統合による課の名称変更に伴い、第7条中「産業建設部農政課」を「産業建設部産業経済課」に改めるものでございます。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

議案第45号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 鷺見良雄君。

総務部長（鷺見良雄君）

それでは、議案第45号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

お手元に配付済の、条例改正の概要1ページをお開きください。

そこにも書いてございますように、本条例改正は、災害等による傷病者の搬送を適切に行うため、消防法の一部を改正する法律が平成21年5月1日に公布され、法律の施行日から6ヵ月以内に施行されることに伴い、改正するものでございまして、災害等による傷病者の搬送及び受け入れを適切に行うため、都道府県において実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関する協議を、消防機関、医療機関等を構成員とする協議機関が設置されることが義務づけられたために消防法の一部が改正され、本条例第2条の災害補償を受ける権利を規定する中で、消防法の規定があるということで、この条文の改正するものでございます。

そこにも書いてございますように、改正の内容ということで1、2、3という3点がございます。3点目でございますが、それまでの「35条の6」を「35条の9」とし、順次消防法が繰り下げられたということでございまして、本条例記載中「第35条の7」を「第35条の10」に改めるという内容のものでございます。よろしく願いをいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは続きまして、議案第46号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 藤原俊一君。

市民環境部長（藤原俊一君）

それでは、議案第46号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての補足説明を行います。

お手元の条例改正の概要の4ページ目をごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第139号）の公布に伴う改正でございます。

大きく分けて2点ほどございまして、まず第1点目でございます。出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令等に規定する出産育児一時金等の支給額を平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産についての暫定措置といたしまして4万円を引き上げるものでございます。

それから2点目でございますが、関連というところの2番目でございます。緊急の少子化対策としての出産育児一時金等の見直しの一環としまして、被保険者等が窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的とする出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度、これが本年10月1日から支給額の引き上げとともにあわせて実施するものでございます。

次に条例改正の方ですが、5ページ目を見ていただきたいと思います。

附則の方で、括弧書きで平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置としてございます。附則の4項の方で、被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第8条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのを「39万円」とするというところで、この条例は、平成21年10月1日からの施行とするというものでございます。以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

議案第45号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

議案第46号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

議案第47号 本巣市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は産業建設委員会に付託することに決定しました

日程第7 議案第48号（上程・説明・質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第7、議案第48号 字区域及び名称の変更についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第48号 字区域及び名称の変更についてでございます。

土貴野地区の地籍調査事業により、土地の利用及び管理上から字区域及び名称を変更する必要がありますので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

議案第48号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

それでは、議案第48号 字区域及び名称の変更についての補足説明をさせていただきます。

議案7ページをごらんいただきたいと思います。左上に別図1（変更前）としております。緑色の表示の箇所が変更前の字界であります。同様に、次の8ページ、それから9ページにつきましても変更前の字界でございます。

続きまして、10ページをごらん願います。左上に別図（変更後）とあります。赤色の表示箇所が変更後の字界であります。同様に次の11ページ、それから次の12ページにつきましても、変更後の字界を表示してあります。

次に、議案説明資料の7ページ、8ページでございますが、これにつきましては、それぞれについて字区域を変更する地番について記載をさせていただきました。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第49号(上程・説明・質疑・委員会付託)

議長(後藤壽太郎君)

日程第8、議案第49号 市道路線の認定についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長(藤原 勉君)

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第49号 市道路線の認定についてでございます。

屋井工業団地開発により整備されました道路を産業振興に資するため、市道の路線に認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明申し上げます。

議長(後藤壽太郎君)

それでは、議案第49号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長(山田英昭君)

それでは、議案第49号 市道路線の認定についての補足説明をさせていただきます。

次の14ページをお開き願いたいと思います。

今回認定する路線につきましては2路線でございます。この2路線の合計につきましては、延長180.47メートルでございます。位置につきましては、説明資料の13ページでございます。屋井の工業団地内でございます。このような場所を図示させていただきました。よろしく願いいたします。

議長(後藤壽太郎君)

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第50号から日程第11 議案第52号まで(上程・説明)

議長(後藤壽太郎君)

日程第9、議案第50号 平成21年度本巢市一般会計補正予算(第2号)についてから日程第11、議案第52号 平成21年度本巢市水道事業会計補正予算(第1号)についてまでを一括議題といたし

ます。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げさせていただきます。

まず、議案第50号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億7,895万3,000円を増額するものでございます。

歳入につきましては、地方特例交付金1,477万3,000円、地方交付税2億2,699万2,000円、国庫補助金5億8,838万5,000円、繰越金2億2,709万1,000円、市債4,991万2,000円の増額、また県補助金4,376万6,000円の減額が主な内容でございます。

歳出につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業に5億8,590万8,000円、子育て応援特別手当交付事業に4,571万9,000円、小学校太陽光発電設備設置事業に2,257万1,000円、財政調整基金積立金に3億5,000万円の増額が主な事業でございます。

詳細につきましては、副市長から御説明を申し上げます。

次に、議案第51号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

事業勘定において、歳入歳出それぞれ516万9,000円を増額、施設勘定において、歳入歳出それぞれ1,171万3,000円を増額するものでございます。

詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第52号 平成21年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収入支出それぞれ100万8,000円の補正をお願いするものでございます。これは、開発行為に伴う工事費等の増額によるものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、収入に841万円、支出に945万円の補正をお願いするものでございます。

収入につきましては、拡張工事に伴う企業債400万円、開発に伴う拡張工事負担金441万円の増額が主なものでございます。

支出では、配水管拡張工事に係る工事費等945万円の増額が主なものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

議案第50号から議案第52号については、本日、本会議散会后、全員協議会を開催し、副市長及び担当部長から補足説明を求め、その後に質疑を行います。

議案第50号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第51号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第52号 平成21年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員会付託を省略することに決定しました。

日程第12 認定第1号（上程・説明・監査委員報告・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第12、認定第1号 平成20年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

認定第1号 平成20年度本巢市水道事業会計決算についてでございます。

7月15日に監査委員によります監査を実施していただいておりますので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

収益的収入及び支出の決算額は、収入は3億2,912万1,898円で、支出は2億8,351万7,577円でございます。

また、資本的収入及び支出の決算額は、収入は5億5,600万8,079円、支出は6億5,519万7,652円でございます。

詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上、よろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

認定第1号については、本日、本会議散会后、全員協議会を開催し、上下水道部長から補足説明を受け、その後質疑を行います。

認定第1号については、監査委員に監査をお願いしてありますので、代表監査委員から決算審査についての意見を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

代表監査委員（三田村晃司君）

平成20年度本巢市水道事業会計決算意見。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成20年度本巢市水道事業会計の決算審査をいたしましたので、その結果について、次のとおり意見を提出いたします。

第1．審査の概要。

1．審査の対象、平成20年度本巢市水道事業会計決算。

2．審査の期日、平成21年7月15日。

3．審査の手続。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、総勘定元帳その他の会計帳票及び関係証書類との照合等、通常実施すべき審査及びその他必要と認められた審査手続を実施した。なお、審査に当たっては、当事業が、経済性を発揮し、効率的に運営されたかどうかを検討するため、事業の経営分析を行った。

4．実地の審査、本巢上水道浄水場1カ所。

第2．審査の結果。

審査に付された水道事業会計関係書類は、法令に準拠して作成されており、当年度事業の年度末現在の営業成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。その審査結果を次のとおり述べます。

1．事業の概要。

当年度の事業の概要は、給水区域内人口は前年度に比べ287人、1.1%、給水戸数は90戸、1.4%とそれぞれ増加している。また、当年度の年間配水量は、前年度に比べ1.9%増加したが、年間有収水量は1.2%減少している。このほか、当年度における建設改良拡張工事の状況は、浄水場の整備として本巢上水道の浄水場に機械電気設備工事、配水池築造工事及び配水池電気計装設備、真正第1浄水場の注薬施設改良工事等を施工し、これらの工事総額は5億5,940万6,000円となっている。

2．決算の規模。

当年度の決算は、総収益は3億748万8,000円、総費用は2億8,117万5,000円である。前年度に比べ、総収益はおおむね1.3%増加し、総費用はおおむね2.9%減少し、純利益は87.7%増加している。これは、営業外収益の増加と工事費等の営業費用が減少したことによるものである。

3．予算の執行状況。

当年度の予算の執行状況について、収益的、投資的別に述べます。

(1)収益的収入及び支出。

収益的収入合計は3億2,912万2,000円で、予算額に対し収入率は100.4%となっている。これは、消費税還付金の増によるものである。収益的支出合計は2億8,351万7,000円で、執行率は86.5%であるが、不用額の主な要因は浄水場修繕費及び受託工事費である。

(2)資本的収入及び支出。

資本的収入合計は5億5,600万8,000円で、予算額に対し収入率は92.5%となっている。これは、

主に当初見込んでいた小規模開発計画が実施されなかったことにより、負担金が減となったことによるものである。資本的支出合計は6億5,519万8,000円で、執行率86.8%であり、小規模開発が実施されなかったことに伴って、建設工事費9,671万9,000円、予備費278万円などの不用額が生じたものである。このほか、地方公営企業法施行令第17条に規定する予算の執行状況は、一時借入金、議会の議決を要する経費の流用はなく、建設改良事業により企業債を3億8,840万円発行し、当年度末の未償還残高は24億1,672万5,000円で、前年度末に比べ14.4%増加している。

4. 財政状態。

当年度の財政状態を見ると、総額5億5,940万6,000円の建設改良事業が行われ、有形固定資産が前年度比8.7%増加している。この資金が企業債の発行によって賄われ、財政状態に大きな変動はないが、負債比率は当年度末79.3%と、前年度に比べ4.4%増加している。このほか、当年度の給水原価は1立方メートル当たり112.3円で、前年度に比べ0.5円減少し、給水収益の1立方メートル当たりは前年度に比べ0.3円増加し、給水利益では差損が縮小している。

なお、詳細につきましては、お手元の決算意見に記述したとおりであります。

結び。

以上のとおり審査結果を述べましたが、今後の見通しとしては、給水人口の増加は見込まれるが、燃料費の高騰などにより、それぞれの節水意識の向上及び防火意識の向上による無収水量の増加などにより給水収益の増加は期待できず、事業経営は厳しい状況が予想されます。また、本巢地域南部の上水道整備のほか、配水管維持管理、老朽配水管、その他諸施設の更新等の建設投資を必要とすることから、経営面においては引き続き経費の節減と効率的な運用に努めるとともに、長期的展望に立った資金計画の精査を行うことが重要であります。

また、水道料金の未収金については、毅然たる態度で回収に臨み、収納方法、体制の見直しなど改善を図り、職員一丸となって徴収に努められたい。

最後に、厳しい財政状態を踏まえ、自助努力により独立採算制の原則に立脚した事業運営を推進することが望まれます。

平成21年8月18日、本巢市代表監査委員 三田村晃司。

議長（後藤壽太郎君）

これより決算審査の意見に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。これで質疑を終わります。

代表監査委員は、自席へお戻りください。

認定第1号については、本日、本会議散会后、全員協議会を開催し、上下水道部長から補足説明を受け、その後、質疑を行います。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、産業建設委員会に付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

8月24日月曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

なお、本日、各常任委員会に付託しました議案の付託表がお手元に配付してあります。念のため、各委員会の開催日と時間を申し上げます。総務企画委員会は、8月26日水曜日午前9時から本庁舎3階第1委員会室で開催します。文教福祉委員会は、8月28日金曜日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室で開催します。産業建設委員会は、9月1日火曜日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室で開催します。

これにて散会いたします。この後、3時ちょうどから全員協議会を開催しますので、よろしくお願いたします。本日はありがとうございました。

午後2時42分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

